230530 説明会 質問回答

230330	り 訳 明 宗 一 貝 向 凹 合	
No.	質問内容	回答
1	基本対策推進事業の申請書類の中の領収書ですが、領収書に記載される販売店名と住所は本社ではなく、滋賀の支店の住所でないといけないですか?	対象設備の施工業者は県内事業者であることが必要ですが、対象設備の購入は県外事業者 でも構いません
2	太陽光については、新築住宅完成後に搭載するという場合、補助金対象になるということでしょうか。建設工事期間と対象設備工事期間が重なっていないものとなっているので・・・	新築住宅工事が完了後に、太陽光発電システムを設置する工事を実施される場合は、対象 となります。
3	い済みの工事であればできるだけ早めにという解釈でよろしい	4月あるいは5月に工事が完了されている場合は、申請受け付け開始後60日以内を原則として申請を行ってください。
4	対象設備の支払後に申請との事ですが、ローンで契約されている場合の支払い完了の定義はどうなりますか?	補助対象者が割賦販売(所有権留保付ローン)で購入し、ローン会社等による立て替え払いも含めて代金の支払いが完了していること、あるいは補助対象者が割賦販売(所有権留保付ローン)で購入し、販売業者と今後全額支払いすることの契約が完了していることが定義となります。
5	重点対策加速化事業 = 国庫、基本対策推進事業 = 県費、という認識でよいのか?県の補助事業であれば、国のこどもエコすまい補助金や窓リノベ事業補助金や給湯省エネと重複申請できる、という認識で良いですか?	基本対策推進事業については、他の国庫を財源とする補助金とも併用が可能です。
	国の窓リノベ事業で窓を、県の重点対策加速化事業で壁の断熱 工事のみをそれぞれ申請することは可能ですか?	導入する設備に対し二重補助とならない、重点対策加速化事業に係る導入部分が改修率要件を満たすようであれば、併用いただくことは可能です。
7	国庫を財源とするものとの併用はできないとは、市単独補助 (市費100%) であれば併用可能という認識でよいでしょう か?	そのとおりです。
8		増設される設備容量が2kW以上の場合、重点対策加速化事業の補助の対象です。なお、既存のパネルを撤去し改めて新設されることは、同一の対象設備からの更新と解されるため、補助対象外です。
9	太陽光発電システムを設置せず (既設なし) に、太陽熱温水器 を設置する場合は、基本対策推進事業の補助対象には該当しないという認識でよいでしょうか?	停電の際、単独で設備機能を利用できる場合は補助の対象となります。
	給湯器などの30%以上の省CO2効果を出す計算は方法を教えて下さい。	よくある質問2.重点対策加速化事業のNo.2をご確認いただくか、計算ファイルをご確認ください。
11	給湯器のどの数値で計算するのですか。	No.10と同じ。
12	高効率給湯器エネファーム以外の30%CO2削減の計算シートとはどこにあるのですか?計算の方法教えてください。	No.10と同じ。
13	影日時のプレートも同時撮影が条件ですが、	型番が分かるように撮影された給湯器の写真を添付してください。 日付のプレートは不要です。
14	家庭用蓄電池の導入に要件にPVシステムとの接続とありますが、 こちらはFIT制度利用の有無は関係ないということで間違いないでしょうか。また家庭用蓄電池にV2Hシステムは含まれない ということでしょうか。	家庭用蓄電池に関しては、FIT制度利用の有無は関係ありませんが、重点対策加速化事業を活用するには、同事業においてFIT制度の活用を認めない太陽光発電システムと合わせて設置する必要があります。 また家庭用蓄電池にV2Hシステムは含みません。
15	断熱設備の外皮部分の確認は写真のみですか?	補助対象工事を行う部分とその内容がわかるように示した平面図、姿図、求積図、求積表等をご提出ください。